

警察庁

警察庁 犯罪被害者等施策推進課のホームページ

<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>

令和7年8月作成

警察による 犯罪被害者等支援

警察庁 犯罪被害者等施策推進課



警察による犯罪被害者等支援

目次

1. 犯罪被害者等の現状	1
● 犯罪被害者等の抱える様々な問題 ● 犯罪被害による心身への影響	
2. 犯罪被害者等支援の経緯	3
● 犯罪被害者等支援の経緯 ● 国際的な潮流 ● 犯罪被害者等支援の必要性和取組	
3. 犯罪被害者等支援のための具体的施策	
① 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供	6
● 被害者の手引の作成・配布 ● 被害者連絡制度 ● 刑事手続の流れ ● 捜査一般	
● 地域警察官による犯罪被害者等訪問・連絡活動 ● 各種相談窓口の設置	
● 安心な社会を創るための匿名通報ダイヤル	
② 精神的被害の回復への支援	10
● カウンセリング体制の整備	
③ 経済的負担の軽減に資する支援	11
● 犯罪被害給付制度 ● 国外犯罪被害弔慰金等支給制度	
④ 犯罪被害者等の安全の確保	18
● 再被害防止措置の推進	
⑤ 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備	18
● 施設の改善 ● 指定被害者支援要員制度	
4. 各分野における施策	
① 性犯罪被害者への対応	19
● 性犯罪捜査指導官等の設置 ● 性犯罪被害者が希望する性別の捜査員による対応	
● 証拠採取における配慮 ● 性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」の導入	
● 緊急避妊等の経費負担 ● 関係機関との連携強化	
● 交番における安全対策の推進 ● 鉄道警察隊における安全対策の推進	
② 被害少年の保護	24
〈被害少年への支援活動〉 ● 専門職員等による継続的な支援活動	
● 少年相談窓口の充実 ● 少年サポートセンター	
〈児童虐待への対応〉	
③ 暴力団犯罪の被害者等への対応	27
● 犯罪被害者等の現状 ● 損害賠償請求制度について～被害者側の立証負担の軽減	
● 都道府県センターとの連携	
④ 交通事故被害者等への対応	28
● 交通事故被害者等の現状 ● 交通事故被害者等からの相談への対応	
● 交通事故事件捜査における二次的被害の防止	
● 事故原因の徹底究明に向けた適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進	
● ナスバ((独)自動車事故対策機構) ● 交通事故被害者等への情報提供	
● 都道府県交通安全活動推進センター ● 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	
⑤ ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対応	30
● 被害者の意思決定支援手続 ● ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ	
● 関係機関・団体との連携	
5. 関係機関・団体等との連携	32
● 公益財団法人犯罪被害救援基金 ● 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク	
● 各都道府県の民間被害者支援団体（公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体）	
● 犯罪被害者等早期援助団体 ● 警察と関係機関・団体等とのネットワークの構築	
● 「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成への取組	
● 犯罪被害者等支援のその他の取組	
6. 被害相談電話	35

1. 犯罪被害者等の現状

犯罪被害者等の抱える様々な問題

犯罪被害者等は、命を奪われる（家族を失う）、けがをするなどの身体的被害、物を盗まれるなどの経済的被害、事件に遭った事による精神的ショックや身体の不調などの精神的被害だけでなく、

医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感

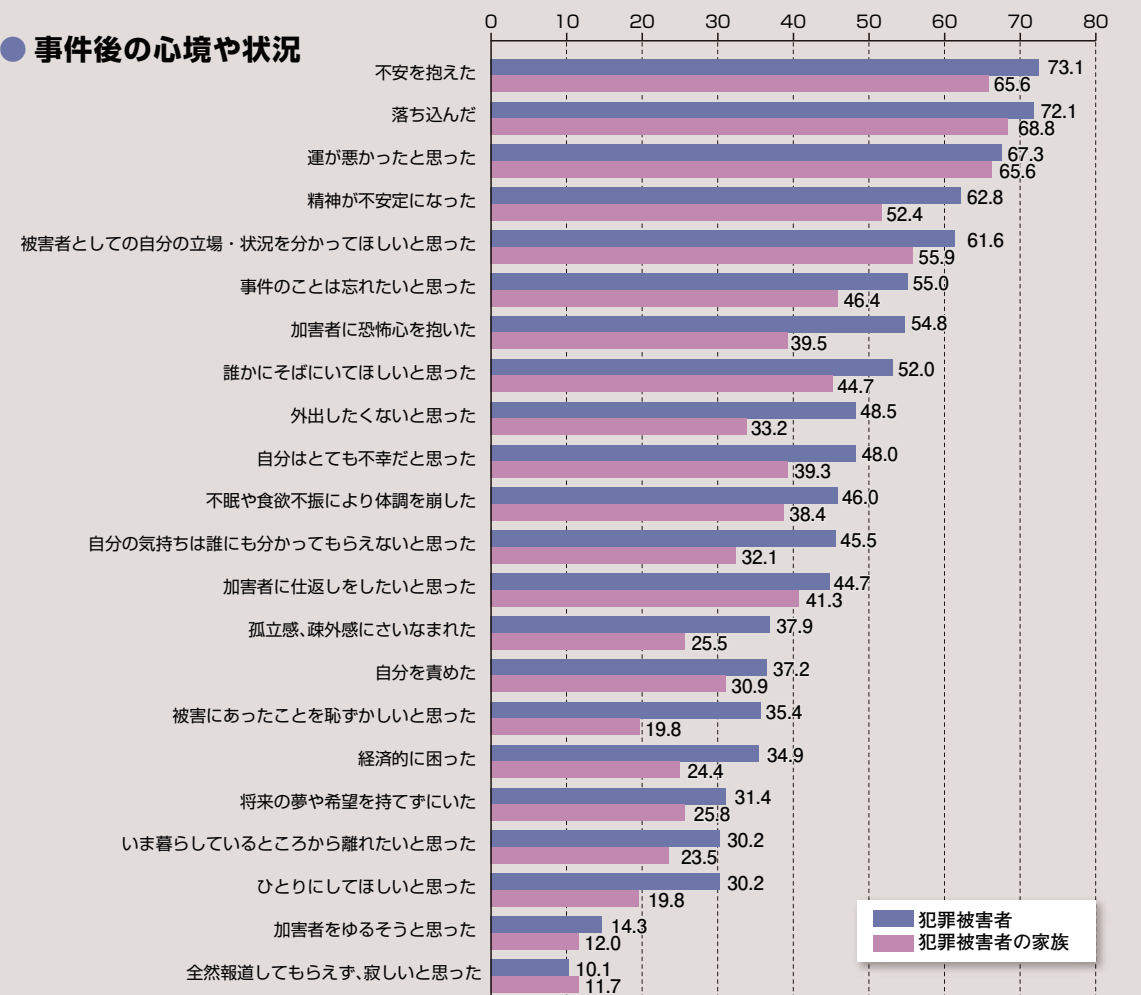
など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

犯罪被害者等の抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。

平成7年に発生した地下鉄サリン事件の被害者等や阪神淡路大震災の被災者が様々なトラウマや PTSD の症状を訴えたことにより、精神的被害の深刻さが広く認識されるようになりました。

平成20年10月に内閣府が行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、事件後の心境や状況については、犯罪被害者等の6割以上が「不安を抱えた」と回答するなど、多くの犯罪被害者等が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。

● 事件後の心境や状況



※内閣府犯罪被害者等施策推進室 平成20年度「犯罪被害者等に関する国民意識調査」3-3-(1)「事件後の心境や状況」による。

犯罪被害による心身への影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心や体に変調を来すことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることなのです。

犯罪被害者等の心身の変調の現れ方は、人によって様々であり、また、同一人であっても時間の経過や環境の変化により一定ではありません。

周りの人たちは、このような犯罪被害者等の変調を理解して接し、犯罪被害者等を責めたり、無理に励ましたりすることなどは避けてください。犯罪被害者等の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

心理面への影響

- 感覚・感情がマヒする
- 現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下
- 自己評価の低下
- 他人や社会に対する信頼感の喪失
- 恐怖感、不安感、自責感、無力感、絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、怒り、悲しみなどを抱く

身体面への影響

- めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘
- 不眠・悪夢
- 吐き気・食欲不振

被害による心身への影響の具体例には、

- 人ごみが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- 事件が起こったのは自分が全て悪いからだと思い込み、自分を責める
- 何でもないので涙が出るなど感情がコントロールできない
- 自分が受けた被害をまるで他人事のように淡々と語る
- 特定の日（事件等と関連のある日など）になると不安になる
- 亡くなった事実が受け入れられず、故人のことが頭から離れない
- 子供が親の後をいつもついてきて離れない

などがみられます。

トラウマとPTSD

トラウマ（trauma：心的外傷）とは、犯罪や事故による被害、自然災害などの生死にかかわるような大きな出来事に遭遇したときに受ける心の傷をいいます。

また、トラウマを受けた人が、

- 事件等の記憶が生々しく蘇ったり、その夢を見たりするなど、そのときの苦痛を繰り返し体験する
- 事件等に関連した考えや気持ちを回避したり、事件等を思い出させる場所や状況を避ける
- 事件等のことを思い出せなかったり、必要以上に長く自分や他人を責めたりする
- いつもびくびくしたり、物事に集中できなかったりする

などの精神的、身体的症状を1か月以上呈した場合にPTSD（Posttraumatic Stress Disorder：心的外傷後ストレス障害）と診断されることがあります。

2. 犯罪被害者等支援の経緯

犯罪被害者等支援の経緯

三菱重工ビル爆破事件などを契機として、昭和55年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、殺人や傷害などの人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方のご遺族や身体に重い障害が残った方に対し、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、我が国における犯罪被害者等への経済的援助が始まりました。

その後、平成3年に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が犯罪被害者自身によって強く指摘され、これを重要な契機として更なる犯罪被害者等支援のための検討が始まりました。

国際的な潮流

国際的にも、人権意識の高まりを背景に、犯罪により身体的・精神的に被害を受けた犯罪被害者等に対して、国家による救済、支援が行われるべきであるとの主張が高まってきています。

1985年（昭和60年）、国連総会において、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。その中では、

被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること

被害者に対して、訴訟手続における被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること

被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと

各国政府は、警察、裁判、医療、社会福祉等の関係機関の職員に十分な教育訓練を行い、司法・行政上の迅速な対応を進めるため適切な制度整備を行うこと

等が提言されています。また、欧米諸国等では、犯罪被害者等支援のための様々なシステム整備が進められており、犯罪被害者等支援は国際的な潮流ともなっています。

被害者の声

犯罪被害給付制度発足10周年記念
シンポジウム（平成3年）における
大久保恵美子さんの発言（要約）

私の息子は、去年の10月12日、飲酒運転者に殺されました。殺された後の数か月間、私はどうやって生きていけばいいのか分からず、本当に無我夢中で、日本には何か私を精神的に助けてくれるところがないのかと必死になって探しましたがけれども何もありませんでした。

先程パネリストの先生からも、「日本では、被害者の声として出てこない、被害者の本当にそれがニーズなのか」という発言もありました。でも被害者の立場になりますと、はい、私が被害に遭いましたと大きな声で言って、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません。今の日本は大きな声で泣きたくても泣けないんです。ただじっと自分で我慢しなければならぬのが今の日本における被害者の姿だと思います。

日本では、そういう被害者を精神的に救う道が何も無い。まずそれを創ってほしいと思うことなんです。

先程、「被害者が立ち直るためには同じ被害者同士での話し合いが一番大切だ」という発言がありましたが、それを支援してくれる専門家の方たちの助言がないとうまく立ち直っていきません。子供を殺された親は、このような辛い思いをもう他の人たちにさせたくないという気持ちでいっぱいなのです。どんな協力も惜しみませんから、10周年記念シンポジウムが開かれたこの機会に、是非、一歩でもいいんです。一歩だけでも踏み出してください。お願いします。

犯罪被害者等支援の必要性と取組

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者等の視点に立った各種施策の推進に努めています。

警察庁では、平成 8 年 2 月、「被害者対策要綱」を制定し、各種支援を総合的に推進することとしました。

その後、平成 16 年 12 月には、「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者等施策に関する基本理念が定められたほか、国においては総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定すること、地方公共団体においては国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を実施することなどが盛り込まれました。

政府においては、この法律に基づき、平成 17 年 12 月に「犯罪被害者等基本計画」が、平成 23 年 3 月には「第 2 次犯罪被害者等基本計画」が、そして平成 28 年 4 月には「第 3 次犯罪被害者等基本計画」が、それぞれ閣議決定され、これらの計画の下で、警察における犯罪被害者等施策も大きく進展しました。

例えば、犯罪被害者等基本計画及び第 2 次犯罪被害者等基本計画の下では、犯罪被害給付制度の拡充、性犯罪被害者の緊急避妊等の経費を公費により負担する制度の創設等が図られ、また、第 3 次犯罪被害者等基本計画

の下では、重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付金の額の制限の見直し、幼い遺児がいる場合における遺族給付金の額の引上げ及び親族間犯罪における減額・不支給事案の見直しを内容とする犯罪被害給付制度の一層の拡充が行われたほか、カウンセリング費用の公費負担制度が全国で整備されました。

令和 3 年 3 月には「第 4 次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、地方公共団体における犯罪被害者等支援、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援、加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実等の各種施策が盛り込まれました。

これを受けて、警察庁においても、新たな「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を策定し、既に実施している取組について、より一層の充実を図ることとともに、地方公共団体における条例の制定等に関する協力、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への相談体制の充実等の取組を盛り込みました。

さらに、令和 5 年 6 月開催の犯罪被害者等施策推進会議で「犯罪被害者等施策の一層の推進について」が決定され、「国における司令塔機能の強化」として、同年 10 月 1 日以降、国家公安委員会が政府全体の司令塔として犯罪被害者等施策の推進に関する総合調整を担うこととなり、同日、警察庁に犯罪被害者等施策推進課が設置されました。

犯罪被害者等支援の経緯

年 月 日	出 来 事
昭和 49 年 8 月 30 日	三菱重工ビル爆破事件 ※ 同事件をめぐり犯罪被害給付制度の必要性が議論された。
55 年 5 月 1 日	犯罪被害者等給付金支給法公布(56 年 1 月 1 日施行)
56 年 5 月 21 日	「財団法人犯罪被害救援基金」設立
60 年 8 月 26 日	「犯罪防止及び犯罪者の処遇に関する第 7 回国際連合会議」(～9 月 6 日) ※ 同会議において「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」を採択。
平成 2 年 11 月 17 日	「日本被害者学会」設立
3 年 10 月 3 日	「犯罪被害給付制度発足 10 周年記念シンポジウム」開催 ※ 同シンポジウムにおいて被害者等の精神的援助の必要性が指摘される。
4 年 3 月 10 日 4 月	「犯罪被害者相談室」(東京)設立 「犯罪被害者実態調査研究会」による調査開始(7 年 3 月報告書提出) ※ 10 周年記念シンポジウムでの指摘を受け、犯罪被害救援基金の委託研究として、犯罪被害者実態調査研究会(代表：慶応大学教授(当時)宮澤浩一)により実施された日本で初めての本格的な被害者等の実態研究。これにより、警察の捜査過程における二次的被害の問題や情報提供のニーズ等が指摘される。
7 年 3 月 20 日 6 月	地下鉄サリン事件 ※ 同事件をめぐり被害者等が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった。 「警察の被害者対策に関する研究会」による研究(～12 月) ※ 警察の被害者対策の在り方についての研究。これを参考として、警察庁が被害者対策に係る基本方針を策定。
8 年 2 月 1 日 5 月 11 日	警察庁において「被害者対策要綱」を制定 全国警察に通達 警察庁長官官房給与厚生課に「犯罪被害者対策室」設置
10 年 5 月 9 日	「全国被害者支援ネットワーク」設立
11 年 5 月 15 日 5 月 26 日	全国被害者支援ネットワークによる「犯罪被害者の権利宣言」発表 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布(11 月 1 日施行)
12 年 5 月 19 日 5 月 24 日	いわゆる犯罪被害者等保護のための二法(「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」及び「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」)公布 児童虐待の防止等に関する法律公布(11 月 20 日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律公布(11 月 24 日施行)
13 年 4 月 13 日 11 月 19 日	犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布(7 月 1 日施行) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 犯罪被害給付制度発足・犯罪被害救援基金設立 20 周年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催
14 年 1 月 30 日	警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実態に関する指針告示(4 月 1 日施行) 犯罪被害者等早期援助団体に関する規則公布(4 月 1 日施行)
15 年 3 月 18 日 10 月 3 日 12 月 17 日	犯罪被害者対策国際シンポジウム 2003 開催 全国被害者支援ネットワークが 10 月 3 日を「犯罪被害者支援の日」と定めて全国キャンペーンを実施 地方公共団体による全国初の犯罪被害者支援条例公布(宮城県)(16 年 4 月 1 日施行)
16 年 12 月 8 日	犯罪被害者等基本法公布(17 年 4 月 1 日施行)
17 年 12 月 27 日	犯罪被害者等基本計画 閣議決定
18 年 4 月 1 日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令施行
20 年 4 月 18 日 6 月 18 日 7 月 1 日 10 月 31 日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(7 月 1 日施行) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律公布(12 月 18 日施行) 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室を「犯罪被害者支援室」に改称 犯罪被害者等の支援に関する指針告示
21 年 7 月 1 日	全国被害者支援ネットワーク加盟団体が 47 団体となり、全都道府県に設置
23 年 3 月 25 日 7 月 7 日 7 月 15 日 9 月 30 日	第 2 次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「犯罪被害者支援要綱」を制定 全国警察に通達 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(7 月 15 日施行) 民間被害者支援 20 年、犯罪被害救援基金・犯罪被害給付制度 30 年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催
27 年 6 月 25 日	全都道府県の全国被害者支援ネットワーク加盟団体が公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受ける
28 年 4 月 1 日	内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律施行 ※ 内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を国家公安委員会(警察庁)に移管 第 3 次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を策定 全国警察に通達
28 年 6 月 7 日	国外犯罪被害者慰金等の支給に関する法律公布(11 月 30 日施行)
30 年 3 月 30 日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4 月 1 日施行)
31 年 4 月 1 日	全ての地方公共団体において犯罪被害者等施策の総合的対応窓口の担当部局が確定
令和 3 年 3 月 30 日 3 月 31 日 4 月 1 日	第 4 次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を策定 全国警察に通達 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室を「教養厚生課」犯罪被害者支援室に改称
5 年 6 月 6 日 9 月 26 日	犯罪被害者等施策推進会議において「犯罪被害者等施策の一層の推進について」決定 「犯罪被害者等のための施策の推進に関する業務の基本方針について」閣議決定 ※ 犯罪被害者等施策に関し、国家公安委員会(警察庁)に総合調整権限を付与
10 月 1 日	警察庁長官官房教養厚生課を廃止し、警察庁長官官房「犯罪被害者等施策推進課」を新設
6 年 6 月 14 日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(6 月 15 日施行)

第4次犯罪被害者等基本計画

第1次～第3次犯罪被害者等基本計画における主な成果

- ・ 犯罪被害給付制度の拡充
- ・ 被害者参加制度の創設・拡充
- ・ 全都道府県へのワンストップ支援センターの設置
- ・ 損害賠償命令制度の創設
- ・ カウンセリング費用の公費負担制度の整備
- ・ 全地方公共団体への総合的対応窓口の設置

第3次犯罪被害者等基本計画の評価

- 犯罪被害者等への中長期的な支援が必要
- 性犯罪や児童虐待等被害が潜在化しやすい被害者への支援が必要

第4次犯罪被害者等基本計画のポイント

① 地方公共団体における犯罪被害者等支援

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例制定等に関する情報提供の実施
- 地方公共団体の総合的対応窓口における公認心理師等の専門職の活用

③ 加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実

- 謝罪・被害弁償等の具体的行動を促す改善指導・矯正教育等の充実
- 刑の執行段階等における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度の検討
- 犯罪被害者等の視点に立った保護観察処遇の充実

② 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターにおける夜間休日コールセンターの設置等の体制強化
- 児童虐待等の被害児童支援のための児童相談所における児童福祉司、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の配置の充実

④ 様々な犯罪被害者等に配慮した多様な支援

- 被害者支援連絡協議会等における連携の推進
- 様々な犯罪被害者等への適切な対応や支援
- インターネット上の誹謗中傷等への適切な対応

3. 犯罪被害者等支援のための具体的施策

① 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

被害者の手引の作成・配布

犯罪被害者等にとって、犯罪によって受けた被害を回復・軽減するために受けることのできる支援の内容や、刑事手続に関することは、あまりなじみのないものであり、このような情報は早期かつ、包括的に提供される必要があります。都道府県警察においては、刑事手続の概要、捜査へのご協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成しています。

「被害者の手引」は、原則として、殺人や傷害、性犯罪等の身体犯、ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等に配布され、その際「被害者の手引」の内容について説明がなされます。「被害者の手引」には、

刑事手続の概要と捜査へのご協力をお願い

犯罪被害者等に対する支援要員制度

刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

裁判で利用できる制度

安全の確保に関する制度

経済的支援や各種支援・福祉制度

精神的被害の支援

各種相談機関・窓口

に関する内容が盛り込まれており、このほか、交通事故事件の犯罪被害者等に対して配布する手引には、

自動車損害賠償責任保険等の自動車保険制度や自動車損害賠償保障事業等についての情報

が盛り込まれています。

さらに、外国人の犯罪被害者等のために、英語を始めとする各種外国語版の手引も各都道府県警察の実情に応じて作成されています。



被害者の手引



交通事故・事件用



各種外国語版の手引

被害者連絡制度

捜査の状況や加害者がどのような処分を受けたかなどに関する情報は、犯罪被害者等にとって、非常に関心の高いものです。特に、殺人や傷害、性犯罪等の身体犯、ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等は、被害によって受ける精神的苦痛が大きく、事件捜査への関心も高いことから、警察では、原則として、身体犯や重大な交通事故事件の犯罪被害者等に対し、刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行う被害者連絡制度を設けています。

なお、検察庁においても、犯罪被害者等や参考人の方等に対し、事件の処分の結果、裁判の結果等に関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

被害者連絡の対象

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の犯罪被害者等

ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の犯罪被害者等

被害者連絡の内容

刑事手続や犯罪被害者等のための制度

捜査状況(被疑者検挙まで)

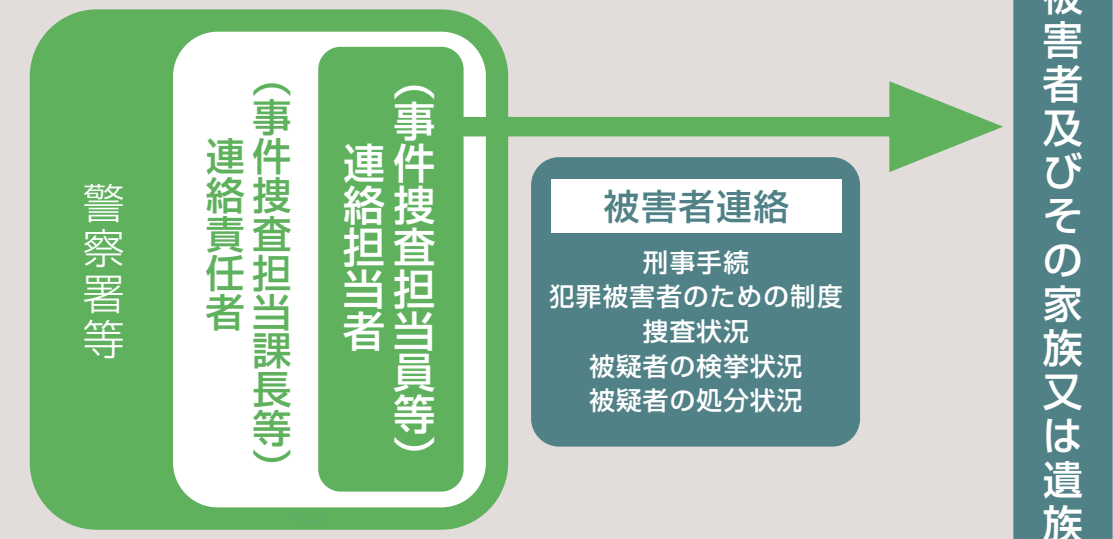
被疑者の検挙状況 *注1)

逮捕被疑者の処分状況 *注2)

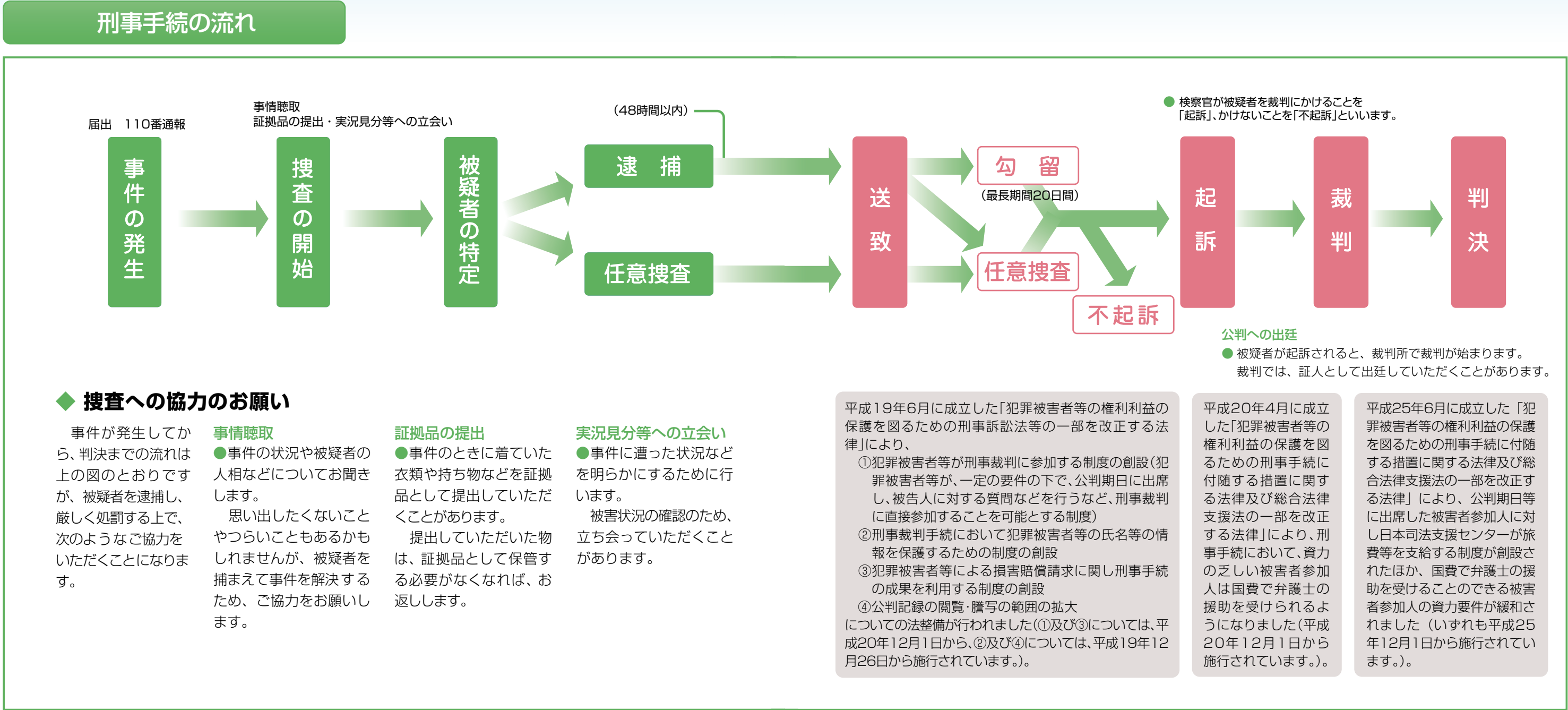
*注1) 被疑者を検挙したことや被疑者の氏名、年齢などを連絡します。
なお、被疑者が少年の場合は、少年の健全育成の観点から、その保護者の氏名等を連絡する場合があります。
*注2) 処分結果(起訴、不起訴等)や、その他必要と認められる事項について連絡します。

なお、事件のことを思い出したくないため、情報提供を望まない犯罪被害者等もいることから、被害者連絡は、あくまでも犯罪被害者等の意向をくんで行っています。

被害者連絡制度の概要



① 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供



捜査一般

捜査過程における捜査官の言葉や行動が犯罪被害者等の心理状況に及ぼす影響は大きいものです。そこで、犯罪被害者等が捜査によって余計な負担を負わず、二次的被害を受けないよう、犯罪被害者等に接する際には、警察ではできる限りの配慮をするよう努めています。

被害届の受理に当たっては、犯罪被害者等の気持ちに配慮した方法により事情聴取が行われ、被害届の受理に関連して犯罪被害者等からの各種相談を受けた場合は、

その内容に応じて適切な処理がとられています。

また、犯罪被害者等の自宅に急行する場合においても、パトカーが自宅に来ることを犯罪被害者等が望まないような場合には、できる限り私服の警察官が目立たない車両で赴くようにしています。

特に、性犯罪、少年被害にかかる犯罪等、犯罪被害者等ができるだけ事件のことを他人に知られたくないと思うような場合は、犯罪被害者等が周囲の好奇の目にさら

されないよう、犯罪被害者等のプライバシーに配慮がなされています。

さらに、犯罪被害者等の協力が必要な事情聴取、実況見分等においては、その都合をできるだけ考慮して日時を選定するなど、犯罪被害者等の心情、便宜に配慮した捜査を行っています。

このほか、犯罪被害者等に対する精神的、経済的な負担を緩和するため、性犯罪被害者の緊急避妊等に要する

費用や身体犯罪被害者の診断書料等の費用のほか、自宅が犯罪行為の現場となったり、破壊されたりした場合などに緊急避難場所を確保するために要する経費やハウスクリーニングに要する経費、また、犯罪被害に遭われた方が亡くなられた場合に司法解剖後のご遺体をご遺族宅等に搬送したり、ご遺体を修復するために要する費用を公費により負担する制度を各都道府県警察において進めています。

① 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

地域警察官による犯罪被害者等訪問・連絡活動

交番等の地域警察官は、その受持ち地区に居住する犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動を実施しています。

この訪問・連絡活動では、

被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供

防犯上の指導連絡

警察に対する要望・相談等の聴取

等を行っています。また、犯罪被害者等の要望を受け、周辺のパトロールを行っています。

各種相談窓口の設置

警察では、住民からの各種要望及び相談に応じる総合窓口を警察本部に設置しています。電話による相談についても、全国統一の警察相談専用電話「＃9110」番を設置しており、警察本部の相談総合窓口につながるようになっています。また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪被害相談、少年相談、消費者被害相談等個別の相談窓口を設けています。

② 精神的被害の回復への支援

カウンセリング体制の整備

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。そこで、警察では、その精神的被害を軽減するため、

カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置

精神科医や民間のカウンセラーとの連携

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度

等により、犯罪被害者等のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

また、被害少年に対しては、専門職員（少年補導職員）が部外専門家等の助言を受けながら、カウンセリングを実施しています。

安心な社会を創るための匿名通報ダイヤル

犯罪被害者本人からの申告が期待しにくく、被害が潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁の委託を受けた民間団体が、一定の犯罪等に係る通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用しています。

現在は、暴力団や匿名・流動型犯罪グループが関与する犯罪等、薬物・拳銃事犯、特殊詐欺、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯等、オンラインカジノ賭博事犯、犯罪インフラを通報対象として、犯人の検挙や犯罪被害者等の早期保護に役立てています。



匿名通報ダイヤル 0120-924-839
ウェブサイト <https://www.tokumei24.jp>
（スマートフォン対応可）



犯罪被害者に対応するカウンセラー（被害者は模擬）

③ 経済的負担の軽減に資する支援

犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者のご遺族（第一順位遺族）や重傷病を負い、又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害者等給付金を支給するものです。

この制度は、通り魔殺人事件被害者のご遺族、犯罪被害者学の研究者、弁護士会等から公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに、昭和49年8月30日に発生した三菱重工ビル爆破事件（死者8人、負傷者380人）等を契機として、国会、マスコミ等で大きく論議されたことにより、犯罪被害者補償制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、重傷病給付金の創設や支給要件の緩和、親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直しなど、法令改正により、犯罪被害給付制度の拡充が図られ、令和6年度は、299人の犯罪被害者等に対し、約9億7,200万円の支給裁定を行いました。

● 対象となる犯罪被害

本制度による給付金の支給の対象となる犯罪は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害であり、緊急避難による行為、心神喪失者又は刑事未成年者の行為であるために刑法上加害者が罰せられない場合も、対象に含まれます。

● 犯罪被害給付制度の運用状況

区分	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
申請に係る犯罪被害者数(人) (申請者数(人))		369 (440)	381 (443)	375 (445)	419 (479)	394 (471)
裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		296 (377)	334 (396)	403 (477)	372 (439)	335 (394)
支給裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		263 (338)	288 (347)	368 (441)	337 (403)	299 (351)
不支給裁定に係る犯罪被害者数(人) (裁定件数(件))		33 (39)	46 (49)	35 (36)	35 (36)	36 (43)
裁定金額(百万円)		825	1,009	1,484	1,384	972

※ 裁定金額について、百万円以下は四捨五入で整理。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対して、国が弔慰金や見舞金を支給するものです。具体的には、国外において犯罪被害を受け死亡した日本国民（日本国外の永住者を除く。）の遺族（犯罪行為の発生時、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対して国外犯罪被害弔慰金（200万円）を、障害（障害等級第一級相当）を負った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金（100万円）をそれぞれ支給することとしています。

また、本制度の対象となる犯罪被害は、日本国外において行われた人の生命又は身体を害する行為（※）のうち、当該行為が日本国内において行われた場合に、日本国の法令によれば罪に当たるもの（正当行為、正当防衛及び過失は除く。）による死亡又は障害です。

国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする方は、都道府県公安委員会に申請して支給の裁定を受ける必要がありますが、日本国内に住所を有していない方については、領事官経由で申請することも可能です。

※ 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において行われたものは本制度の対象ではなく、犯罪被害給付制度の対象となります。

〔犯罪被害給付制度の概要〕

犯罪被害者等給付金

◎ 対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く。）による死亡、重傷病又は障害をいいます。

◎ 犯罪被害者等給付金の性格

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

◎ 給付金の支給が受けられる犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時にいて、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

○ 給付金の算定方法

給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

○ 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

○ 給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間で行われた犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合等には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されます。

○ 「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、速やかに裁定を行うことができない事情があるときは、仮給付金が支給されます。

遺族給付金

支給額の計算式
遺族給付基礎額×倍数

○ 遺族給付基礎額

犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・生計維持関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定）。一定の親族が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害者の収入によらず一定額を加算

○ 倍数

生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算

※犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は犯罪被害者負担額と休業加算額の合計額を加算
※第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額

◎ 支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

◎ 支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 2に該当しない犯罪被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

※○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

※例～亡くなった犯罪被害者に①配偶者及び②子がいないう場合は、③父母が第一順位となります。

重傷病給付金

支給額の計算式
犯罪被害者負担額+休業加算額

○ 犯罪被害者負担額

負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額

○ 休業加算額

犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額（年齢層に応じて最高額・最低額を設定）に休業日数を掛けることで算定

※上限：120万円

◎ 支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。）を負った犯罪被害者本人。

障害給付金

支給額の計算式
障害給付基礎額×倍数

○ 障害給付基礎額

犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・障害等級に応じて最高額・最低額を設定）

○ 倍数

障害等級に応じて決定

◎ 支給を受けられる人

障害が残った犯罪被害者本人

◎ 「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体上の障害（精神疾患によるものを含む。）で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。

● 給付金の種類と額

給付金には、死亡した犯罪被害者のご遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。

遺族給付金と障害給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額などに基づいて算定されます。

重傷病給付金は、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が支給されますが、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院期間が3日以上であること（犯罪被害に起因するPTSDなどの精神疾患の場合には、その症状の程度が、療養の期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度の場合には、入院期間がなくても対象となります。）が必要で、給付金の支給対象期間は3年を限度としています。

また、遺族給付金についても、犯罪行為により生じた負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受けた場合には、その負傷又は疾病から3年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が加算されて支給されます。

なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも

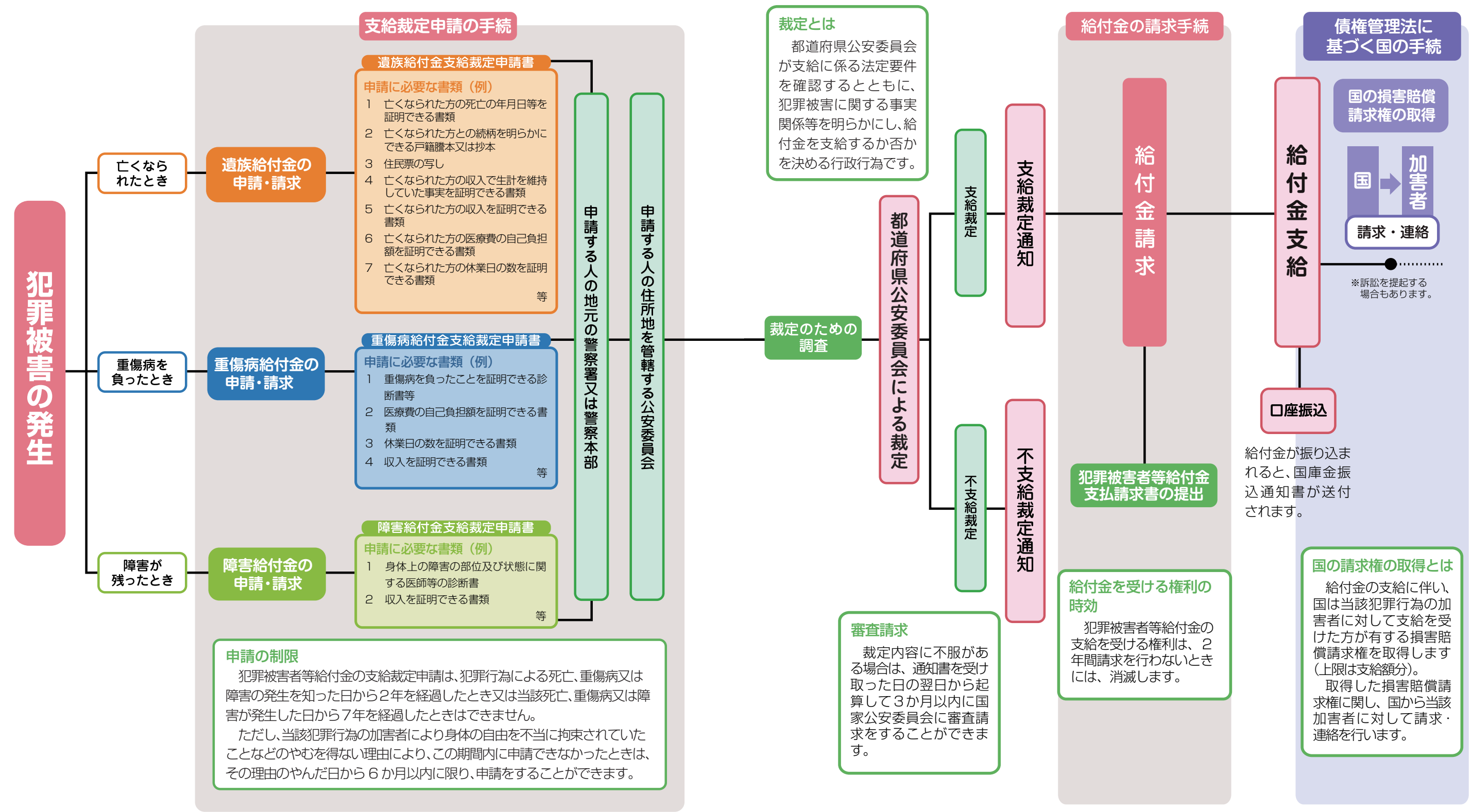
親族の間で行われた犯罪（親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等を除く）

犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合

労災保険などの公的給付や損害賠償を受けた場合

等については、都道府県公安委員会の裁定により、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

〔犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ〕



〔国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要〕

国外犯罪被害弔慰金

支給額
200万円

●支給を受けられる方

亡くなられた国外犯罪被害者の第一順位の遺族

●支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ①国外犯罪被害者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- 国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた国外犯罪被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 2に該当しない国外犯罪被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹

※○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
※例～亡くなられた国外犯罪被害者に①配偶者及び②子がない場合は、③父母が第一順位となります。
※国外犯罪被害者一人当たり総額200万円で、第一順位遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額となります。

国外犯罪被害障害見舞金

支給額
100万円

●支給を受けられる方

障害が残った国外犯罪被害者本人

●「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体または精神の障害で、法で定められるもの(労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当するもの)をいいます。(※)

- ※国外犯罪被害障害見舞金の対象となる障害
- 1 両眼が失明したもの
 - 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの
 - 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
 - 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの
 - 6 両上肢の用を全廃したもの
 - 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの
 - 8 両下肢の用を全廃したもの
 - 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

◆対象となる犯罪被害

日本国外(日本国外にある日本船舶または日本航空機内は除きます。)において行われた人の生命または身体を害する行為のうち、その行為が日本国内において行われたとした場合に、日本の法令では罪に当たるもの(過失犯、正当行為、正当防衛を除きます。)による死亡または障害をいいます。

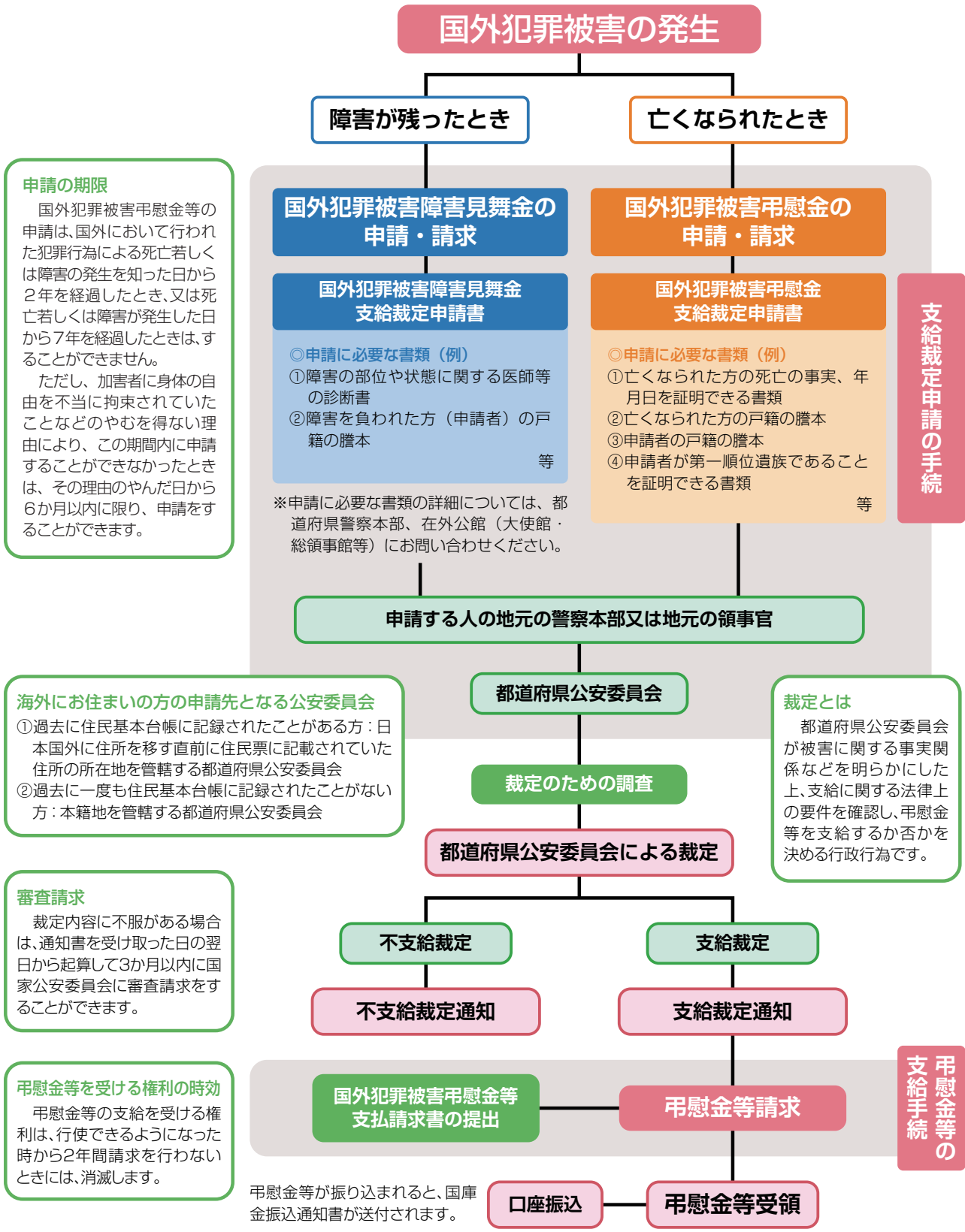
◆国外犯罪被害者の資格

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方(日本国外に生活の本拠を有し、その地に永住すると認められる方を除きます。)

◆国外犯罪被害者の遺族の資格

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方または日本国内に住所を有する方

〔国外犯罪被害弔慰金等の申請・請求の流れ〕



④ 犯罪被害者等の安全の確保

再被害防止措置の推進

犯罪被害者等は、加害者から再び危害を加えられるのではないかと不安を持っています。特に暴力団の犯罪被害者の中には、いわゆる「お礼参り」などを恐れて届出をちゅうちょし、泣き寝入りするなどのケースが見受けられます。

犯罪被害者等が警察に安心して届出ができるようにするためには、このような不安を解消し、犯罪被害者等が加害者から再び危害を加えられないようにすることが



緊急通報装置の貸出し(被害者は模擬)

警察に求められています。

そこで警察では、犯罪被害者等との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロールを強化したり、緊急通報装置を貸し出すなど、犯罪被害者等への危害を未然防止するため、種々の対策を講じています。

再被害防止要綱

警察では、犯罪被害者等が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、「再被害防止要綱」を制定し、これに基づく措置を実施しています。

この要綱では、継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定すること、警戒措置、情報収集、自主警戒指導等を行うこと、法務関係機関との連携を強化することなどについて定めています。

⑤ 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備

施設の改善

犯罪被害者等の事情聴取に当たっては、警察では、その心情に配慮し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善した部屋を利用できるようにするなどして、犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようにするため、施設の改善に努めています。

また、犯罪被害者等は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、犯罪被害者等の希望する場所に機動的に赴き、犯罪被害者等のプライバシー保護等に配慮しながら事情聴取や実況見分等を行うことができる「被害者支援用車両」を導入し、犯罪被害者等からの相談対応や届出の受理、事情聴取等に活用しています。



被害者支援用車両内(被害者は模擬)

指定被害者支援要員制度

犯罪被害者等に対する支援活動は、事件発生直後から必要となります。

そこで、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が、犯罪被害者等支援活動を推進する「指定被害者支援要員制度」が、各都道府県警察で導入されています。

対象事件

- 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯
- ひき逃げ事件、交通死亡事故等事件
- その他必要と認められる事件

活動内容

- 付添い
 - ・医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い
 - ・実況見分の立会い
 - ・自宅等への送迎
- ヒアリング
 - ・心配事の相談受理
 - ・事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助
- 説明
 - ・「被害者の手引」の交付
 - ・刑事手続等の説明
 - ・家族、会社、学校等に対する説明
- 定期的な被害者連絡
- 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体、部外のカウンセラー等の紹介

4. 各分野における施策

① 性犯罪被害者への対応

不同意性交等、不同意わいせつ等の性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。このため、警察では、従来から殺人、強盗等と並んで性犯罪を重要犯罪として捉え、その捜査に力を入れてきました。

性犯罪被害者は、精神的なダメージ等から、警察への被害申告をためらうことも多く、性犯罪は特に被害が潜在化しやすい犯罪です。

そこで、警察では、性犯罪被害者の精神的負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止するため、次のような施策を推進しています。

性犯罪被害者が希望する性別の捜査員による対応

性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者が希望する性別の捜査員が対応することが重要であるため、各都道府県警察では、男性警察官、女性警察官の双方を性犯罪指定捜査員に指定しています。性犯罪指定捜査員は、被害者からの事情聴取をはじめ、証拠採取、被害者立会いの実況見分、被害者に対する刑事手続についての説明等、性犯罪被害者にかかわる様々な業務に従事しています。

性犯罪捜査指導官等の設置

都道府県警察では、警察本部に「性犯罪捜査指導官」及び「性犯罪捜査指導係」を設置し、性犯罪捜査の指導・調整、発生状況の集約、性犯罪捜査に関する知見を有する捜査員の育成等を行っています。



性犯罪指定捜査員の指定書交付式

証拠採取における配慮

性犯罪被害を受けた場合、その証拠となるものが被害者の身体や衣類に残されていることが多く、その痕跡が失われないよう、被害直後に証拠の採取や衣類の提出が必要となることがあります。

しかし、被害直後のショックや羞恥心から、これを負担に感じる被害者も少なくないことから、各都道府県警察では、そのような負担をかけずに採取を行えるよう、採取要領を定めているほか、採取に必要な用具、被害者の衣類を預かる際の着替え等を整備しています。



女性医師による診断(被害者は模擬)

① 性犯罪被害者への対応

性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」の導入

性犯罪被害者等が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を平成29年8月から導入し、令和元年度には、24時間対応化及び無料化を行いました。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。



性犯罪の被害に遭われた方へ

広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室

犯罪の被害に遭うということは、とてもつらく悲しいことです。

その中でも性犯罪は被害者の尊厳を踏みにじり、身体的にも精神的にも極めて重い被害を与える重大な犯罪です。

あなたが、「今はつらくて誰にも話すことができない」「そっとしておいてほしい」と思ったり、あなたの身に「眠れない日が続く」「食欲がわかない」「今までできていたことができなくなる」などといった心身の不調が起こっていたとしても、それはあなただけではなく、誰にでも起こりうる当然の反応です。

また、ご家族が性犯罪の被害に遭った場合、被害を打ち明けられたら戸惑ってしまい、どのように対応していいかわからなくなるかもしれません。

警察では、そんな性犯罪の被害に関する相談を受け付けるため、性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」を設置し、相談者の性別や年齢は問わず、匿名での相談も24時間受け付けています。

ご相談の際には、ご希望の性別の警察官が対応し、秘密は必ず守ります。

被害に遭った方だけでなく、そのご家族やご友人からのご相談でも構いません。

まずは一人で悩まず、相談してみませんか。

そしてどうか、自分を責めないでください。

警察は全力であなたを守ります。

緊急避妊等の経費負担

性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費(初診料、診断書料、性感染症等の検査費用、人工妊娠中絶費用等を含む。)に係る公費負担制度を各都道府県警察において運用し、性犯罪被害者の負担の軽減を図っています。また、これにより、被害申告を受けるなどして、潜在化している同種事案の拡大防止も図っています。

交番における安全対策の推進

性犯罪被害への不安を抱えている方の安全対策を推進するため、相談者の希望する性別の職員が対応できるよう、性犯罪の発生状況等を勘案し、交番に女性警察官を配置して、相談への対応やアドバイスを行うほか、必要に応じてパトロールなどを行っています。

また、交番では、相談者のプライバシーを保護するため、外部からの視線や防音に配慮したコミュニティルーム等を設置するなど、安心して相談できる環境の整備に努めています。



相談者に対応する警察官(相談者は模擬)

関係機関との連携強化

性犯罪捜査に当たっては、性犯罪被害者の負担軽減やその支援のため、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」を含む犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等とも連携しています。

また、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療のほか、証拠採取等を行うため、産婦人科医会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めています。

鉄道警察隊における安全対策の推進

鉄道警察隊においては、捜査部門と連携し、列車内における痴漢行為や性犯罪についての相談、被害の届出に対応しています。

また、被害の実態や発生状況に応じ、性犯罪被害者に同行して通勤・通学電車に乗車するなどの警戒活動を行い、性犯罪被害の防止、被疑者の検挙に努めています。



鉄道警察隊

コラム 心からの被害者支援とは

警察署勤務 警察職員

大切な人たちと過ごす幸せな毎日は、当たり前が続いていく。

一緒に笑ったり、怒ったり、けんかをしたり、そんな何気ない日常は一生あるものだ。

そう、誰もが信じて疑うことはないでしょう。そんな当たり前の幸せを、一瞬で奪うものが交通事故です。

朝、元気に行ってきますと出て行った家族が、少し前まで一緒に話していた友人が、突然いなくなってしまう。

悪質な交通違反が絡む交通事故もありますが、交通事故の多くは、少しの不注意や確認不足で起こり得てしまうものです。

しかしその悲しみは、辛く耐えがたいものであり、当事者の方々にしか本当の辛さは分からないと思います。

私は、そんな悲しみを抱える交通事故の被害者や、そのご遺族、ご家族の方とこれまで何度も接してきました。

その度に、私にできる心からの被害者支援とはなんなのだろうと、自問自答を繰り返しながら毎日仕事をしています。

今年私は、交通警察官として10年目になります。

交通警察官1年目だった頃と現在を比べると、人身交通事故の発生件数は大きく減少しました。

それは、高度な技術により自動ブレーキ等の自動車の安全性が向上したことや、運転者や社会全体の安全意識の向上、悪質な交通違反の厳罰化など、多くの理由があると思います。

人身事故の発生件数が減少したことに伴い、数十年前に比べると、交通事故により亡くなる方や、怪我をされる方も大きく減少しました。

悲しい交通事故が年々減少しているということは、交通警察官としてとても嬉しいことではありま

す。

しかし、交通死亡事故が0件ではないということも、事実です。

それは、大切な人が亡くなり、悲しい思いを抱えている方達が今も多くいるということであり、一概に嬉しいといえるものではありません。

私が初めて担当した交通死亡事故は、赤信号を看過して交差点を直進したバイクと、対向右折してきた普通車が衝突した交通事故により、バイクの運転者が亡くなってしまった交通事故でした。

その当時、私は交通警察官2年目で、初めての交通死亡事故を担当することになり、遺族の方への対応にとっても不安がありました。

「私の説明で、遺族の方が不快な思いをされたらどうしよう。」

「悲しんでいる方から、どう話を聞けばいいのだろう。」

そんな不安を抱えていました。

遺族の方の事情聴取をするまでは、当時の上司がこまめに連絡をしており、私自身が遺族の方と話す機会はありませんでした。

上司が連絡を取っている中で、遺族の方は、いつも淡々とされており、落ち着いている様子だと聞いていた私は、

「きっと事故のことをもう受け入れているだろう。落ち着いて話をしてもらえるかもしれない。」と感じていました。

しかし、遺族の方と直接対面し、話を聞き始めると、その方は涙を流しながら、

「優しく親思いな息子でした。高齢な私たち夫婦に、身体に気を付けなよ、と言ってくれたのが最後で、病院で対面した息子は、もう変わり果てた姿でした。現実を、受け入れられません。」と、ぼつりぼつりと話されたのです。

その時に、私は自分がなんて想像力に乏しかったのか、浅はかな考えをしていたのかと、初めて気付

いたのです。

大切な人が亡くなってしまった現実を、簡単に受け入れられるなど無いはずなのに、捜査をするに意識が向いてしまった私は、遺族の方の気持ちを想像することができていませんでした。

また、私には、大切な人を交通事故で亡くした経験はありません。私が遺族の方にかけてどんな言葉も、きっと遺族の方にとっては、表面だけの、軽い言葉になってしまうと思いました。

ですから私は、とにかく遺族の方の話を聞きました。

自分の感情は言わず、聞くことを大切にしました。そして供述調書の読み聞かせの際は、遺族の方の辛く悲しい思いに耐えきれず、涙を流す遺族の方と一緒に泣いてしまいました。

警察官として感情を我慢できなかった結果です。それは、正しいことではなかったかもしれませんが、ただ遺族の方は、最後に私に対し、「話を聞いていただき、ありがとうございました。」と言ってくれました。

その時の経験は、警察官として、捜査ばかりに意識を向けるのではなく、一人の人として、辛い思いを抱える方とどう向き合うか。

その事を常に忘れないようにと思う、大きなきっかけとなりました。

また、私が経験した交通事故で、被害者支援についてよく考えるきっかけとなった事があります。

私たち交通警察官は、車両と横断歩行者等の交通死亡事故等があると、被害者の方が着ていた衣服を一度お預かりし、実況見分をする必要があります。

それは、被害者の衣服がどれくらい損傷してしまったのか、被疑車両が被害者の方のどこにどんな風に衝突したのか、などを明らかにする必要があるからです。

衝突の時の速度や状況によっては、衣服は大きく破けたり、被害者の方の血痕が付いてしまったり、損傷は激しいものとなります。

他の警察官が担当の交通死亡事故で、初めて衣服の実況見分を実施した際に、当時の上司が、終了し

た後の衣服を1枚1枚綺麗に畳み、そして、1枚ごとに綺麗に袋に入れているのを見ました。

初めて捜査に携わった私は、なぜここまで上司がするのか不思議に思いました。

その時に上司は、私に対し

「この服は被害者の方が最後に着ていた大切なものだ。事故の前に戻すことはできないが、せめて少しでも綺麗にして遺族の方にお返ししよう。」と教えてくれたのです。

その後、遺族の方に捜査協力のお礼とともに衣服をお返しした際、遺族の方は「こんなに綺麗に袋に入れて頂き、ありがとうございます。」と言っていました。

その時に私は、本当に小さな心遣いでも、遺族の方にとってとても大切なものになるのではないかと、上司のおかげで分かったのです。

他にも、私はこれまで何人もの被害者や遺族の方と接してきました。

しかし10年目の私には、未だに被害者支援とはなんなのか、何が正解なのか、は分かっています。

私は、これが正解だという被害者支援は無いのだと思います。

なぜなら、一人一人の気持ちや感情は、その人それぞれで違うものであり、状況や環境でも大きく変わるものだからです。

正解を決めてしまえば、一つの対応しかできなくなります。

ただ、絶対に間違いないものは、相手の方の気持ちを自分に置き換えて想像し、考え続けるということです。

ですから私は、正解が分からないからこそ、今後も私自身にできることは何なのかをずっと考えながら、被害者や遺族の方に寄り添っていきたいです。

警察職員による被害者支援手記のHP
<https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html>

② 被害少年の保護

被害少年への支援活動

心身ともに未成熟な少年が、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った場合、それによって受ける精神的ダメージは大人に比べて非常に大きく、また、少年は大人のように苦しい心のうちを言葉などで表現して自由に発散する術を持たないことから、心の傷は大人以上に根の深いものとなりがちです。

こうした精神的ダメージにより、問題行動に走るなど、被害少年の健全な育成に支障を来すおそれがあります。

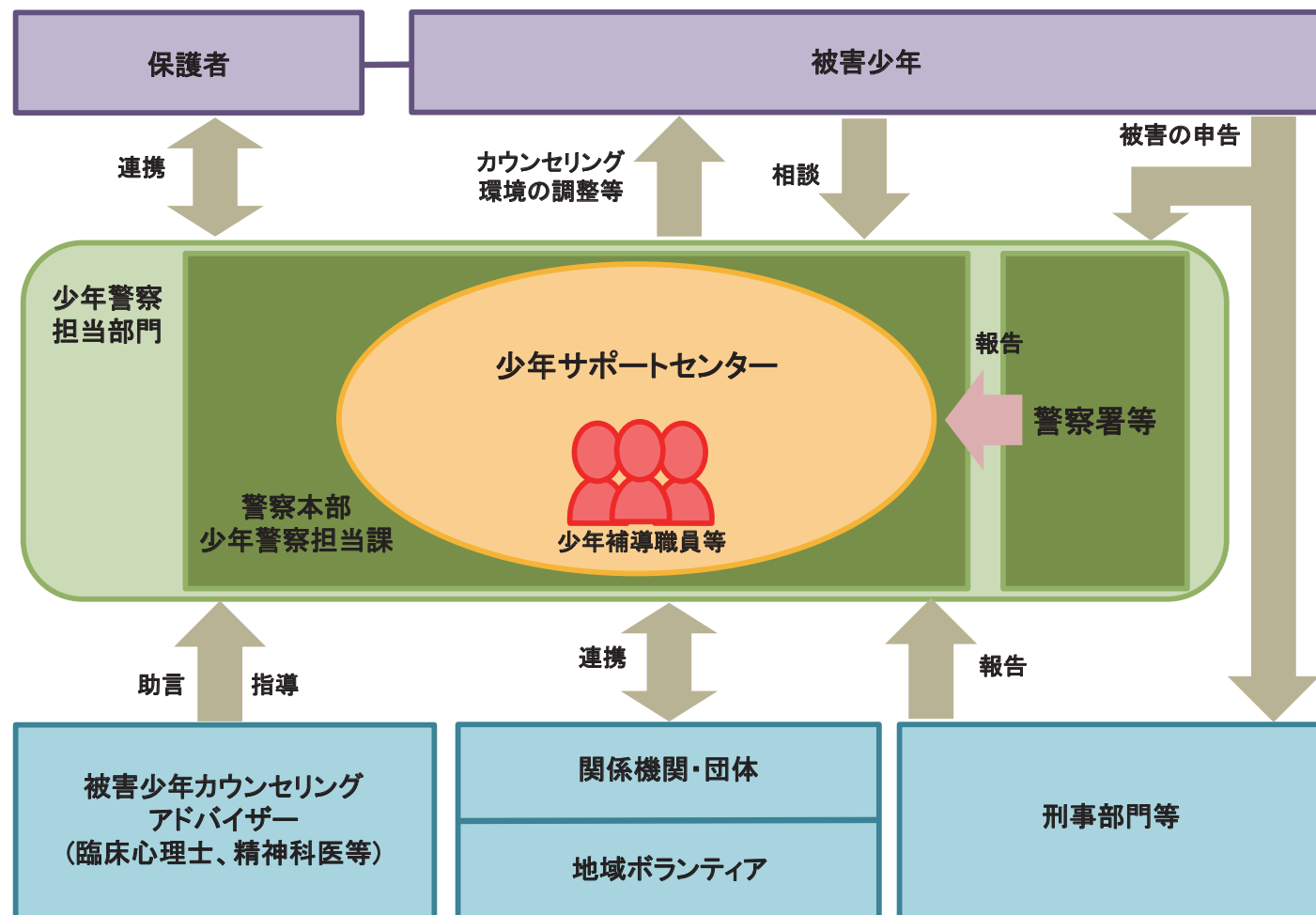
警察では、少年の特性に配慮しながら、犯罪等の被害を受けた少年(被害少年)の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動を推進しています。

専門職員等による 継続的な支援活動

少年の被害時の状況や、精神的ダメージの程度等を総合的に判断し、被害からの回復のために「継続的な支援が必要」と認められた場合には、少年や保護者に対する適切な指導・助言に努めるとともに、関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や少年の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行っています。

こうした活動では、専門的な知識・技能を有する少年補導職員が中心的な担い手となっています。

また、臨床心理士、精神科医等の部外専門家に「被害少年カウンセリングアドバイザー」を委嘱し、支援を行うに当たって助言を受けながら活動しています。



少年相談窓口の充実

被害少年の悩みごと、困りごと等の相談に適切に対応するため、各都道府県警察において、少年相談のための専用の窓口を設け、面接相談等を受け付けています。また、相談者がより利用しやすいように、「ヤングテレホンコーナー」等の名称の電話による相談窓口を設けたり、ファックスやメールでの相談の受理等を進めたりしています。

被害少年やその保護者等から相談があった場合には、内容に応じ助言その他の援助が行われ、継続的な支援が必要なものについては、支援担当者に引き継がれます。

また、他の機関において取り扱うことが適当と認められる場合には、当該機関への引継ぎを確実にしています。

面接は、できる限り他人の目に触れず、話し声が聞こえないような、相談者が落ち着ける少年相談室等で行われます。

相談担当者は、相談者が安心して自ら話せるように配慮し、また、相談者の年齢、性別、性格等に応じ、分かりやすい言葉で指導・助言を行います。

このように、相談や支援の担当者は、被害少年の支援に当たり、その心情に対して十分に配慮するとともに、秘密を保持しますので、安心して相談することができます。

また、警察庁では、被害少年等が容易に相談できるよう、相談内容等に応じた相談窓口を案内するウェブサイト構築し、警察庁ウェブサイトにおいて公開しています。



<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/index.html>

少年サポートセンター

被害少年の支援は、それぞれのケースについて息の長い取組が必要です。

そこで、警察では、少年補導職員を中心とする少年問題の専門組織である「少年サポートセンター」を全ての都道府県警察に設置して、よりよい支援活動を実施するための組織的な取組に努めています。

少年サポートセンターを設けるに当たっては、少年や保護者等に心理的圧迫を与えないよう、警察施設以外の場所への設置を進めており、警察施設に設置する場合でも専用の出入口や専用の相談室を設けるなどの配慮を行っています。

少年サポートセンターは、都道府県警察本部所在地及び主要な都市を中心に設置され、被害少年やその保護者等に対する支援活動を行うとともに、さまざまな角度から被害少年の立ち直りのための支援を行うため、学校や児童相談所等の関係機関やボランティアとのネットワークづくりにも取り組んでいます。



少年用カウンセリングルーム



② 被害少年の保護

● 児童虐待への対応

児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることから、警察では、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨等を踏まえ、児童相談所等の関係機関と連携し、児童の安全確保を最優先にした対応を行っています。

早期発見と通告

早期発見に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合には、確実に児童相談所に通告しています。

児童の安全の確認及び安全の確保

児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、児童の安全を直接確認し、児童相談所に立入調査や一時保護の対応を働き掛けたり、迅速かつ的確に事件化措置を講じたりするなど、被害児童の安全の確保を最優先とした対応に努めています。

援助要請への対応

児童相談所長等から警察署長への援助が要請された場合は、対応の方法、役割分担等を協議し、事案に即した適切な援助を実施しています。

児童の支援

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、専門職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導・助言などを実施しています。

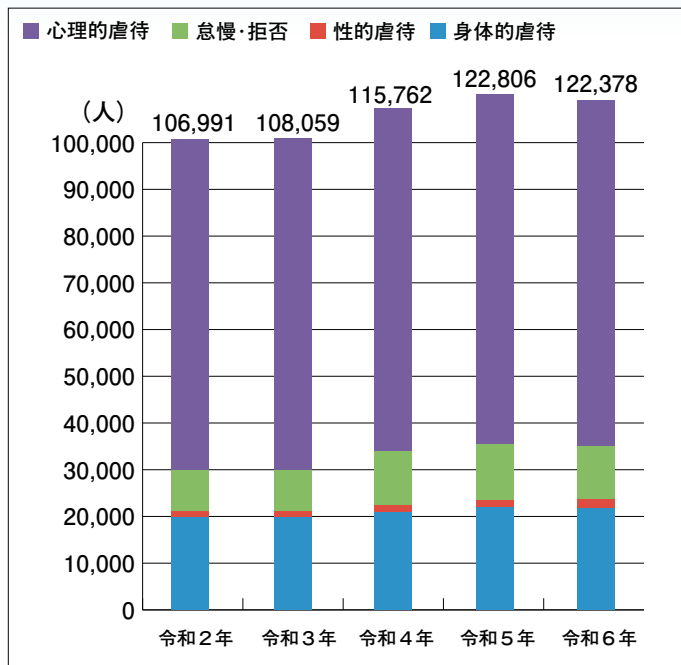
迅速かつ的確な事件化

事件として取り扱うべき事案については迅速かつ的確に事件化しています。

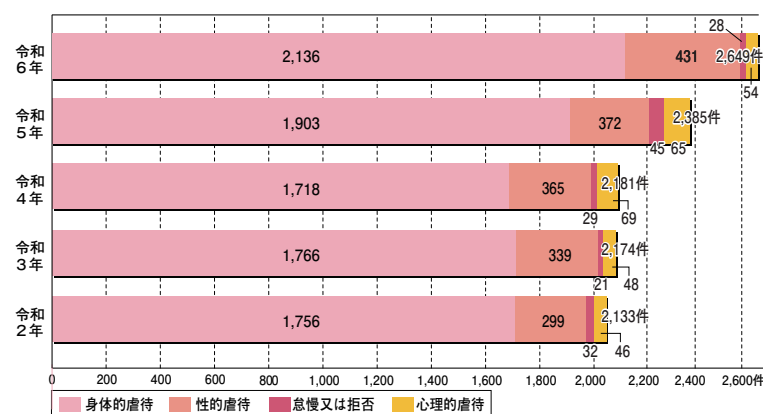
関係機関との連携強化

児童相談所をはじめ、保健医療機関、学校等の関係機関・団体と緊密に連携し、児童虐待の早期発見と被害児童の安全確保に努めています。

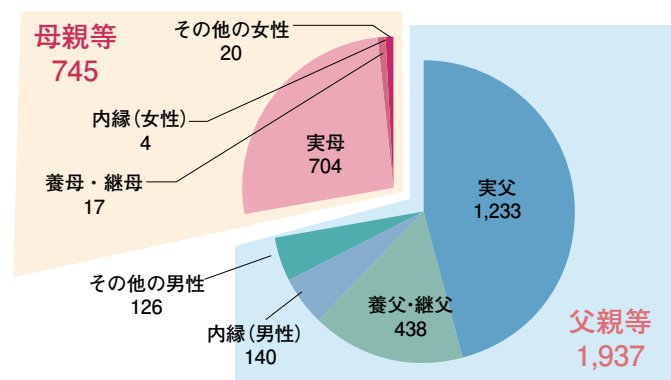
● 警察から児童相談所に通告した児童数の推移



● 児童虐待事件の検挙件数



● 加害者と被害者の関係(令和6年)



注:「その他の男性、女性」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者。

③ 暴力団犯罪の被害者等への対応

犯罪被害者等支援の現状

暴力団犯罪の被害者等は、警察に相談することによって暴力団員から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではないかと不安を抱いている場合が少なくありません。

そこで、警察では、こうした犯罪被害者等の安全を確保しつつ、積極的な被害の申告を促すため、専用電話を開設するなどして暴力団関係相談の受理体制を整備し、相談者の不安感が取り除かれるよう助言を行うとともに、事件検挙、暴力団対策法の規定に基づく中止命令等の発出、警告等の措置を講じているほか、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)や各弁護士会民事介入暴力対策委員会等とも連携しつつ、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう努めています。

また、暴力団犯罪の被害者等からの申出に基づいて、

暴力団員への連絡や連絡先の教示

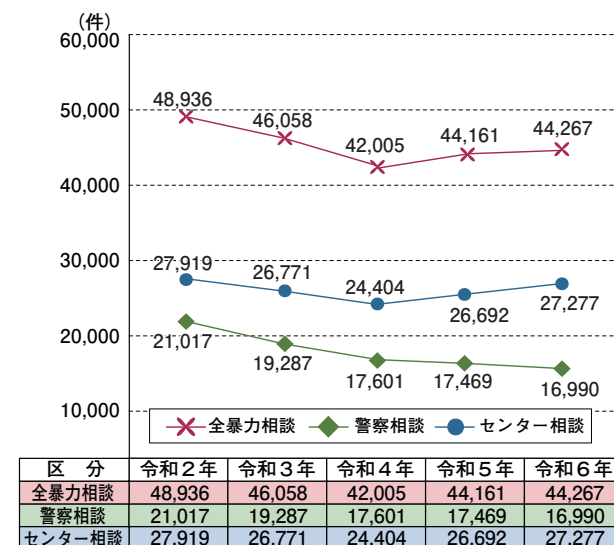
被害回復交渉についての助言

被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用

等の援助を行うことにより、暴力団犯罪による被害の回復を図っています。

平成23年12月、「保護対策実施要綱」を新たに制定し、暴力団犯罪の被害者や参考人、暴力団等との関係の遮断を図る企業関係者等の安全を確保するため、身辺警戒員を指定して保護対策を強化したほか、パトロールを徹底するなどして、危害を未然に防止するよう努めています。

● 暴力団関係相談件数の推移

損害賠償請求制度について
～被害者側の立証負担の軽減

平成20年、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、指定暴力団員がその暴力団の名称を示すなどして資金獲得行為を行うに際して、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者等が、これによって生じた損害を賠償する責任を負う事が規定されました。

この規定により、例えば、

- 指定暴力団員による恐喝の被害に遭った
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を断ったために、暴力行為を受けた

などの被害を受けた場合に、これまでよりも、損害賠償請求を行う際の被害者側の立証負担が軽減されます。

都道府県センターとの連携

都道府県センターでは、警察その他の関係機関等との連携の下、暴力追放相談委員として委嘱された弁護士、少年指導委員、保護司、元警察職員等がそれぞれの専門的知識、経験を生かして暴力団員による不当な行為に関する相談に応じるとともに、暴力団員による不当な行為の被害者等に対する見舞金の支給、暴力団員を相手取った民事訴訟の費用の貸付け等の事業を行っています。

都道府県センターや警察署では、「民暴相談のしおり」を配布し、その事業内容等を紹介しています。



各種パンフレット等

④ 交通事故被害者等への対応

交通事故被害者等の現状

令和6年中の全国の交通事故発生件数(人身事故に限る。)は、29万895件で、交通事故による死傷者数は、34万7,058人でした。

交通事故被害者等は、多大な身体的、精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえない生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われていることから、このような交通事故被害者等を支援するため、各種の施策を推進しています。

交通事故被害者等からの相談への対応

都道府県警察においては、交通事故被害者等に対して、「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

刑事手続の流れ

交通事故事件によって生じた損害の賠償を求める手続

ひき逃げ事件や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が補償のてん補を行う制度(政府保障事業)

犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口

等について説明を実施しています。

交通事故事件捜査における二次的被害の防止

交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応

捜査過程における交通事故被害者等に対する二次的被害を防止するため、事情聴取や被害者連絡等の実施に当たっては、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応に努めています。

また、各都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された被害者連絡調整官等が、交通事故被害者等の心情に配慮した適切な対応が行われるよう、各警察署において実施される被害者連絡について指導を行うとともに、交通事故事件捜査員に対して適切な被害者連絡に関する教育等を実施しています。

事故原因の徹底究明に向けた適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

交通事故被害者等の心情に配慮しつつ、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を一層推進するため、各都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、重大・悪質な交通事故事件、事故原因の究明が困難な交通事故事件等について、組織的かつ重点的な捜査を行うとともに、綿密な実況見分や鑑識活動を行うなど、交通事故事件捜査の強化に努めています。

交通事故被害者等の「真実を知りたい」という強い要望に応えるためにも交通事故鑑識官養成研修をはじめとする各種捜査研修を実施し、交通事故事件捜査員の能力向上を図るとともに、3Dレーザースキャナ、防犯カメラ、ドライブレコーダ等客観的な証拠資料の収集に資する各種機器の整備、捜査への活用を進めるなど、科学的な捜査を推進して、事故原因の徹底究明を図っています。

ナスバ（（独）自動車事故対策機構）

ナスバでは、全国50か所に支所を配置し、自動車事故被害者等への経済的・精神的支援として、自動車事故により重度後遺障害をお持ちの方への介護料支給や、交通遺児等への育成資金の無利子貸付、友の会の運営・家庭相談、相談窓口の設置による相談対応・情報提供などを行っています。

また、自動車事故により重度の意識障害を負った方の専門病院(療護施設)を全国12か所に設置・運営しています。

交通事故被害者等から事情聴取を行う場合の配慮

交通事故被害者等から事故の事情聴取を行う場合には、その言い分を十分に聴取するとともに、遺族調書等を作成する場合においても、その意向に十分配慮して、適切な時期に作成するなど、その心情に配慮した交通事故事件捜査に努めています。

交通事故被害者等への情報提供

「被害者連絡制度」により、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等を対象として、事件を担当する捜査員が、捜査状況、検挙状況、処分状況等について連絡を行っています。

また、交通事故被害者等の方から事故の概要等について説明を求められた場合には、「被害者連絡制度」対象事件以外の交通事故事件であっても、捜査への支障等を勘案しつつ、交通事故被害者等の要望に応じ、適切に捜査状況等の情報を提供するように努めています。

さらに、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故のご遺族、重度後遺障害を受けた方及びその直近のご家族から加害者の行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報提供を行っています。

都道府県交通安全活動推進センター

都道府県交通安全活動推進センターでは、交通事故被害者等からの交通事故相談に応じています。

交通事故被害者等は、交通事故事件により、身体的、経済的被害のほか、精神的被害を受けることが多いことから、交通事故被害者等に対する支援として、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関するだけでなく、カウンセリング等の精神的被害の回復に関する内容を内容とする交通事故相談を実施する必要があります。そこで、都道府県交通安全活動推進センターでは、職員のほか、弁護士等を相談員として配置し、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関する相談に応じるだけでなく、交通事故事件による精神的被害の回復に関しても、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言をしています。

交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた資料等については、交通安全講習会等で配布し、交通事故の悲惨さの紹介に努め、交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努めています。

また、交通事故被害者等の支援の充実を図ることを目的として「交通事故被害者サポート事業」を行い、令和6年11月には「交通事故で家族を亡くしたこどもの支援に関するシンポジウム」を神奈川県でライブ配信とともに開催し、交通事故で家族を亡くしたこどもに焦点を当て、専門家による講演、支援に携わる方による対応事例の紹介、ご遺族による体験談の発表等を実施しました。



交通事故被害者の手記



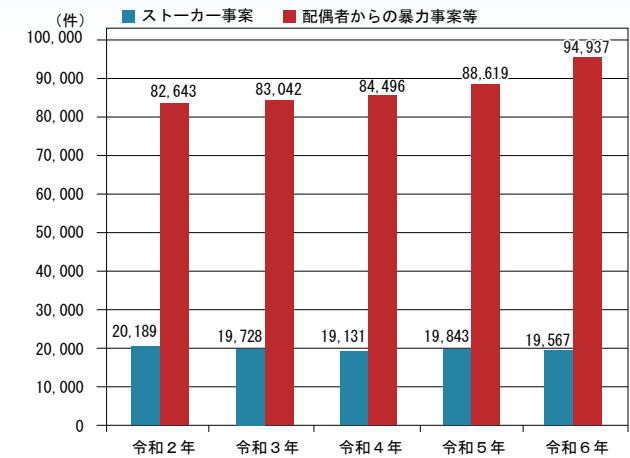
シンポジウムのチラシ

⑤ ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対応

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きいものです。

このため、警察では、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進しています。さら

● ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等相談件数の推移



に、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、「被害者の意思決定支援手続」等を導入しています。

● ストーカー事案への対応状況の推移

区分		年次	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙状況	刑法犯・他の特別法犯		1,518	1,581	1,650	1,708	1,743
	ストーカー規制法違反		985	937	1,028	1,081	1,341
	ストーカー行為罪		868	812	897	961	1,108
	禁止命令等違反		117	125	131	120	233
ストーカー規制法に基づく対応	警告		2,146	2,055	1,868	1,534	1,479
	禁止命令等		1,543	1,671	1,744	1,963	2,415
	警察本部長等の援助申出受理件数		8,151	8,173	7,894	8,105	7,180
その他の対応	加害者への指導警告		11,347	11,565	11,798	12,184	12,228
	被害者への防犯指導		19,550	19,102	18,300	19,399	19,139

● 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（注）

区分		年次	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
検挙状況	刑法犯・他の特別法犯		8,702	8,634	8,535	8,636	8,421
	保護命令違反		76	69	46	49	69
配偶者暴力防止法に基づく対応	裁判所からの書面提出要求		1,745	1,588	1,315	1,226	1,441
	裁判所からの保護命令通知		1,460	1,334	1,082	1,077	1,170
	警察本部長等の援助申出受理件数		23,112	21,525	21,991	20,172	19,689
その他の対応	加害者への指導警告		57,147	59,241	60,539	66,090	71,098
	防犯指導・防犯機器貸出し		74,908	74,517	74,040	77,548	83,564

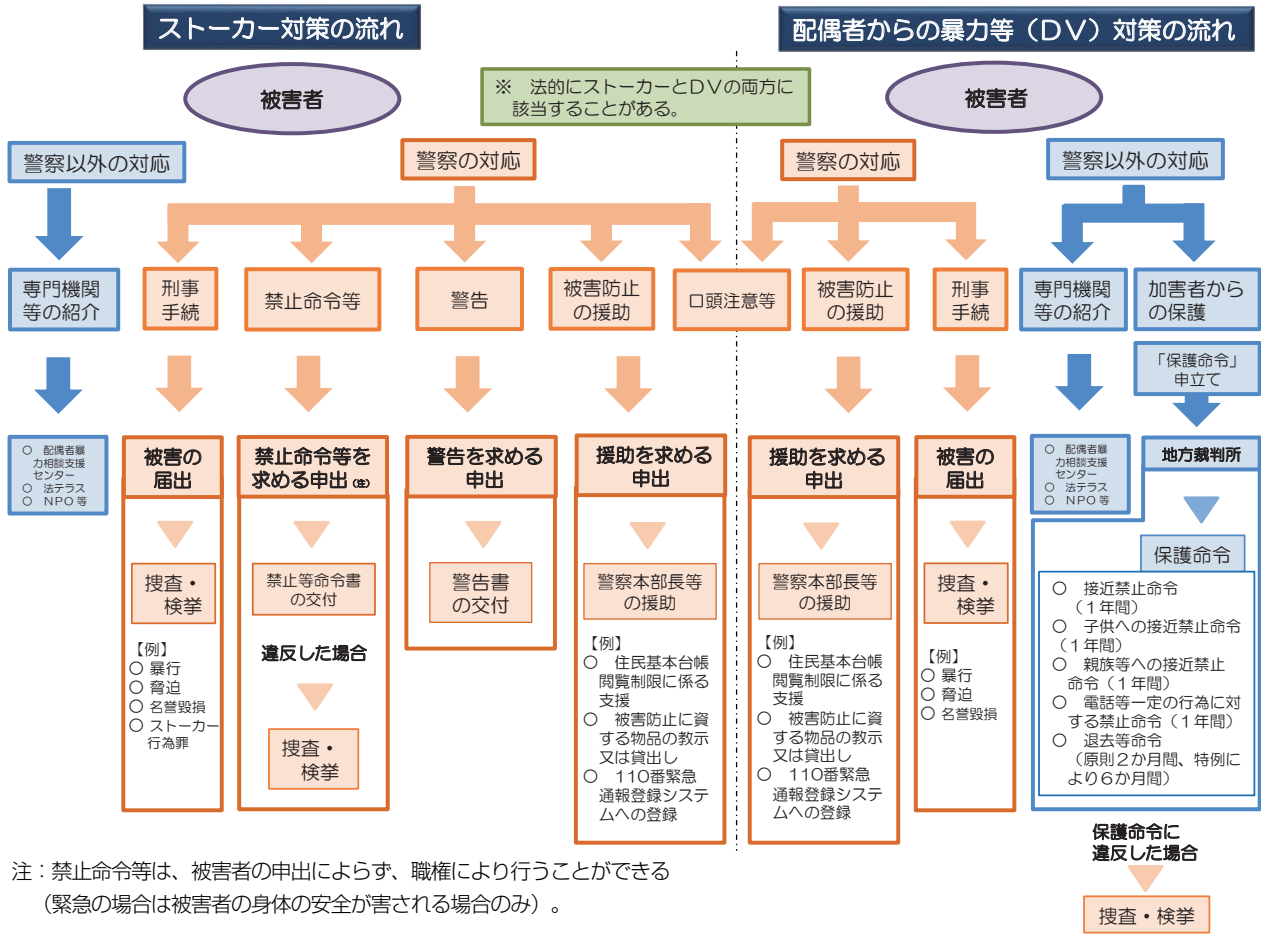
（注）平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援するためのもの

のです。警察では、この手続により被害者等の意思を明確にすることで、被害者等と共通認識を持って、より迅速・的確な事案対応を図っています。

● ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



注：禁止命令等は、被害者の申出によらず、職権により行うことができる（緊急の場合は被害者の身体の安全が害される場合のみ）。

ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等

警察では、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施してきたところ、その結果を踏まえて、警察官が地域精神科医等から加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進しています。

さらに、ストーカー規制法に基づく禁止命令等を受けた加害者全員を対象として、カウンセリング等を受けるよう働き掛けているほか、電話連絡や面談によって近況等を把握し、その都度、加害行為の再発や報復

のおそれの有無等についてのリスク評価を行うとともに、被害者等の保護措置の見直しを行うなど、被害者等の安全の確保をより確実なものとするための取組を推進しています。

関係機関・団体との連携

被害者等の安全確保を図るためには、加害者に対しては検挙措置等を執るとともに、被害者等に対しては安全な場所へ速やかに避難させるなどの保護措置の徹底が不可欠です。このため、警察では、被害者等の一時保護等を行う婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携を図っています。

5. 関係機関・団体等との連携

公益財団法人犯罪被害救援基金

公益財団法人犯罪被害救援基金は、昭和56年5月に広く国民から募った浄財を基に設立されました。

主な事業として、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与を行っているほか、生活相談、民間被害者支援団体に対する様々な協力も行っており、我が国の犯罪被害者等支援の充実に寄与しています。

- 公益財団法人犯罪被害救援基金のHP
<http://kyuenkikin.or.jp/>

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、8県に設置された民間被害者支援団体により、平成10年5月に設立されました。その後、全国被害者支援ネットワークの加盟団体は年々増加し、平成21年7月には47都道府県すべてに設置された民間被害者支援団体が加盟することとなりました。

全国被害者支援ネットワークでは、

全国犯罪被害者支援フォーラムの開催等情報交換に関する事業

全国研修会等教育・訓練に関する事業

犯罪被害者等支援に関する調査・研究事業

広報啓発に関する事業

等を行っています。

特に、広報啓発に関する事業として、全国被害者支援ネットワークの活動の契機となった、平成3年の「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」が開催された日(10月3日)を「犯罪被害者支援の日」と定め、各種キャンペーンを行っています。

- 公益社団法人全国被害者支援ネットワークのHP
<https://www.nnvs.org/>

各都道府県の民間被害者支援団体 (公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体)

全国被害者支援ネットワークには、現在、各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた47の民間被害者支援団体(平成27年6月に全都道府県に設立)と、その指定を目指す1の民間被害者支援団体が加盟しています。また、これらの団体のうち、寄付金控除等の対象となる公益社団法人に42団体、認定特定非営利活動法人に5団体が認定されています。

民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図りながら、

犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動

電話相談、面接相談

病院や裁判所等への付添い

被害者・遺族の自助グループ支援

ボランティア相談員の養成・研修

等の活動を行い、被害者の精神的被害の回復等被害の早期軽減に大きな役割を果たしています。

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者等支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいい、具体的事業として

犯罪被害者等の支援に関する広報啓発活動

犯罪被害等に関する相談への対応

犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助

物品の貸与又は供与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

を行っています。

犯罪被害を受けた直後の犯罪被害者等は、混乱や精神的ショックなどにより、自ら援助を求めることができない場合があります。こうしたことから、犯罪被害者等早期援助団体では犯罪被害者等の同意を得た警察本部長等から、犯罪被害の概要等に関する情報の提供を受け犯罪被害者等に積極的にアプローチし、必要とされる援助を行っています。

警察を含む関係機関・団体間のネットワークの構築

犯罪被害者等のニーズは、生活支援、保健医療・福祉、公判に関することなど多岐にわたり、そのニーズを単一の機関・団体による取組で満たすことは困難です。

犯罪被害者等のニーズを踏まえた充実した支援を提供するためには、日頃から、支援に携わる関係機関・団体が円滑な連携・協力を行うことができる相互に顔の見える関係作りをしておく必要があります。

こうした考えに基づき、現在、全ての都道府県に地方公共団体、警察、民間被害者支援団体その他の関係機関・団体で構成する「被害者支援連絡協議会」が、また、警察署等を単位とした「被害者支援地域ネットワーク(連絡協議会)」が設けられており、関係機関・団体における対応能力の向上や連携強化を推進しています。

「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成への取組

犯罪被害者等が受けた被害の軽減、回復には、周囲の方の理解や共感、配慮及び協力がとても大切です。

地域社会において、犯罪被害者等が受けた痛み、命の大切さ、支援の必要性等に理解が深まれば、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運が醸成され、ひいては「安全で安心して暮らせる地域社会」の実現にも大きく役立つものと期待されています。

警察では、民間被害者支援団体等の関係機関・団体と連携しながら、中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなど、あらゆる機会を利用して犯罪被害の実態や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を行っています。



命の大切さを学ぶ教室

犯罪被害者等支援のその他の取組

警察以外においても、検察庁、裁判所、都道府県、市区町村等で様々な犯罪被害者等支援のための取組が行われています。

その他、日本司法支援センター(法テラス)では、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度に関する情報を提供するほか、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行っており、弁護士会では、犯罪被害者等に対する無料法律相談を実施しています。

- 法務省のHP
https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html
法務省のホームページ「犯罪被害者の方々へ」のコーナーでは、被害者等通知制度をはじめとした被害者保護と支援のための制度について紹介されています。

- 裁判所「裁判所における犯罪被害者保護施策」HP
<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/index.html>

- 日本司法支援センター(法テラス)
「犯罪被害者支援専用ウェブページ」
<https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien1/>



犯罪被害者週間における広報啓発活動

● 公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟する民間被害者支援団体一覧表

令和6年5月1日現在

都道府県	No.	法人	名称	法人番号	相談電話	相談受付日時	設立年月	早期援助団体 指定年月
北海道	1	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター (北海道被害者相談室)	法人番号7430005000961	011-232-8740	月～金 10時～16時	H9.5	H19.3
	2	一	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター (北・ほっかいどう被害者相談室)	法人番号1450005002284	0166-24-1900	月、火、木、金 10時～15時	H21.3	-
青森	3	公	あおもり被害者支援センター	法人番号5420005002449	017-721-0783	月～金 9時～17時	H19.10	H22.2
岩手	4	公	いわて被害者支援センター	法人番号1400005005234	019-621-3751	月～金 10時～17時	H13.10	H22.6
宮城	5	公	みやぎ被害者支援センター	法人番号7370005003285	022-301-7830	火～金 10時～16時	H12.4	H16.4
秋田	6	公	秋田被害者支援センター	法人番号6410005001244	0120-62-8010	月～金 10時～16時	H13.4	H17.4
山形	7	公	やまがた被害者支援センター ・山形窓口 ・庄内出張相談所	法人番号9390005007943	023-642-7830 0234-43-0783	月～金 10時～16時 水 10時～16時	H16.5	H19.11
福島	8	公	ふくしま被害者支援センター	法人番号6380005010471	024-563-3724	月～金 9時～17時	H19.7	H21.3
東京	9	公	被害者支援都民センター	法人番号9011105004612	03-3222-9050 042-506-1042	月、木、金 9時30分～17時30分 火、水 9時30分～19時	H12.4	H14.5
茨城	10	公	いばらき被害者支援センター	法人番号4050005010580	029-232-2736	月～金 10時～16時	H7.7	H14.12
栃木	11	公	被害者支援センターとちぎ	法人番号9060005007365	028-643-3940	月～金 10時～16時	H17.5	H21.7
群馬	12	公	被害者支援センターすてっぴぐんま	法人番号5070005008143	027-253-9991	月～金 10時～16時	H10.7	H20.7
埼玉	13	公	埼玉犯罪被害者援助センター	法人番号8030005003302	048-865-7830	月～金 8時30分～17時	H14.2	H17.4
千葉	14	公	千葉犯罪被害者支援センター	法人番号1040005005997	043-225-5450	月～金 10時～16時	H16.2	H20.4
神奈川	15	公	神奈川被害者支援センター	法人番号5020005015986	045-311-4727 045-328-3725	月～土 9時～17時 月～金 10時～16時	R13.5	R6.5
新潟	16	公	にいがた被害者支援センター ・新潟窓口 ・長岡窓口 ・上越窓口	法人番号4110005003066	025-281-7870 0258-32-7016 025-522-3133	月～金 10時～16時	H18.2	H23.3
山梨	17	公	被害者支援センターやまなし	法人番号7090005002885	055-228-8622	月～金 10時～16時	H19.4	H24.11
長野	18	N	長野犯罪被害者支援センター ・長野相談室 ・中信相談室	法人番号2100005002104	026-233-7830 0263-73-0783	月～金 10時～16時 (中信相談室は月・水のみ)	H11.5	H24.5
静岡	19	N	静岡犯罪被害者支援センター	法人番号1080005002017	054-651-1011	月～金 10時～16時	H10.5	H19.9
富山	20	公	とやま被害者支援センター	法人番号9230005003470	076-413-7830	月～金 10時～16時	H18.9	H22.6
石川	21	公	石川被害者サポートセンター	法人番号6220005004464	076-226-7830	月～金 10時～16時	H9.3	H23.3
福井	22	公	福井被害者支援センター	法人番号5210005005357	0120-783-892	月～土 10時～16時	H13.11	H21.9
岐阜	23	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	法人番号2200005003934	058-268-8700 0120-968-783	月～金 10時～16時	H16.6	H22.11
愛知	24	公	被害者サポートセンターあいち	法人番号8180005014301	052-232-7830	月～金 10時～16時	H10.2	H16.3
三重	25	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	法人番号6190005003453	059-221-7830	月～金 10時～16時	H17.10	H19.4
滋賀	26	公	おうみ犯罪被害者支援センター	法人番号1160005010481	077-525-8103	月～金 10時～16時	H12.6	H21.7
京都	27	公	京都犯罪被害者支援センター	法人番号2130005012406	075-451-7830 0120-60-7830	月～金 13時～18時	H10.5	H15.10
			・ほくぶ相談室		0120-78-3974	月・木 12時～16時		
大阪	28	N	大阪被害者支援アドボカシーセンター	法人番号9120005008010	06-6774-6365	月～金 10時～16時	H8.4	H20.9
兵庫	29	公	ひょうご被害者支援センター	法人番号9140005021283	078-367-7833	月、火、木、金 10時～16時	H14.1	H21.9
奈良	30	公	なら犯罪被害者支援センター	法人番号3150005007931	0742-24-0783	月～金 10時～16時	H13.9	H21.10
和歌山	31	公	紀の国被害者支援センター	法人番号4170005002392	073-427-1000	月～金 10時～16時 土 13時～16時	H9.5	H23.2
鳥取	32	公	とっとり被害者支援センター	法人番号8270005002767	0120-43-0874	月～金 10時～16時	H20.10	H23.3
島根	33	公	島根被害者サポートセンター ・男性・男児の性暴力被害者専用	法人番号9280005002583	0120-556-491 090-8862-1735	月～金 10時～16時	H13.10	H26.3
岡山	34	公	被害者サポートセンターおかやま	法人番号2260005002889	086-223-5562	月～土 10時～16時	H15.11	H23.3
広島	35	公	広島被害者支援センター	法人番号5240005003515	082-544-1110	月～土 9時～17時	H16.2	H19.12
山口	36	公	山口被害者支援センター	法人番号4250005007607	083-974-5115	月～金 10時～16時	H12.10	H24.3
徳島	37	公	徳島被害者支援センター ・男性性暴力被害者専用	法人番号5480005005859	088-678-7830 088-656-8080 088-622-0033	月、水～土 9時～16時	H21.4	H27.6
香川	38	公	かがわ被害者支援センター	法人番号1470005005582	087-897-7799	月～金 10時～16時	H15.4	H23.2
愛媛	39	公	被害者支援センターえひめ	法人番号6500005007018	089-905-0150	月～金 10時～16時	H13.3	H26.9
高知	40	N	こうち被害者支援センター	法人番号3490005001850	088-854-7867	月～金 10時～16時	H19.4	H24.8
福岡	41	公	福岡犯罪被害者支援センター ・福岡窓口 ・北九州窓口 ・筑後窓口 ・筑豊窓口	法人番号2290005013413	092-409-1356 093-582-2796 0942-39-4416 0948-28-5759	月～金 9時～16時	H12.4	H21.9
佐賀	42	N	被害者支援ネットワーク佐賀V O I S S	法人番号5300005001149	0952-33-2110	月～金 10時～17時	H12.4	H24.11
長崎	43	公	長崎犯罪被害者支援センター	法人番号2310005007131	095-820-4977	月～金 9時30分～17時	H15.3	H20.12
熊本	44	公	くまもと被害者支援センター	法人番号5330005005329	096-386-1033	月～金 10時～16時	H15.4	H17.4
大分	45	公	大分被害者支援センター	法人番号5320005002517	097-532-7711	月～金 9時～20時	H15.7	H21.3
宮崎	46	公	みやざき被害者支援センター	法人番号7350005004839	0985-38-7830	月～金 10時～16時	H16.3	H17.11
鹿児島	47	公	かごしま犯罪被害者支援センター	法人番号8340005006224	099-226-8341	火～土 10時～16時	H17.3	H19.7
沖縄	48	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	法人番号5360005003098	098-866-7830	月～金 10時～16時	H14.4	H19.12

※「法人」欄 一：公益社団法人、N：特定非営利活動法人（NPO法人）、一：一般社団法人
早期援助団体～47団体、公益社団法人～42団体、認定NPO法人～5団体、一般社団法人～1団体

6. 被害相談電話

警察では、各種相談については、
全国統一の警察相談専用電話

「#(シャープ) 9110」番

性犯罪被害相談については、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる
全国共通番号

「#(シャープ) 8103 (ハートさん)」

により受け付けています。

- 性別・年齢にかかわらず相談できます。
- 匿名での相談も可能です。
- 秘密は守ります。

そのほか、警察本部において性犯罪、少年、悪質商法、暴力団、交通事故等に関する個別の相談電話を設けているほか、警察署等に相談電話を設けているところもあります。

警察庁犯罪被害者等施策推進課のホームページでは、各都道府県警察の被害相談窓口のリンク先を案内するページを掲載しています。

- ※ 警察庁犯罪被害者等施策推進課ホームページにおける
各都道府県警察の被害相談窓口等の案内ページ
- <https://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html>

また、暴力団・交通事故に関する相談については、それぞれ暴力追放運動推進センター、交通安全活動推進センターにおいても受け付けています。

せいはんざい ひがい そうだん でんわ
性犯罪被害相談電話

シャープ ハートさん
#8103

(発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。)



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

- 性別・年齢にかかわらず相談できます。匿名での相談も可能です。 ●秘密を守ります。
- 緊急を要する場合は、110番通報をお願いします。 ●土日・祝日及び執務時間外は、当直で対応します。
- IP電話から「#8103」に発信すると、通話料が発生する場合やつながらない場合がありますので、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口に直接おかけください。



警察庁
National Police Agency

各都道府県警察の
性犯罪被害相談電話
窓口はこちら ➡



性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ【全国共通番号】
内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

はやくワンストップ
#8891

性暴力に関する SNS 相談
内閣府 Cure time (キュアタイム)

